

平成29年 第10回 奥州市農業委員会農地部会

議 事 録

(平成29年10月25日)

奥 州 市 農 業 委 員 会

# 平成29年 第10回 奥州市農業委員会農地部会議事録

平成29年10月25日（水）午後 1 時30分  
奥州市役所 講堂

第1 会期の決定

第2 議事録署名委員の指名

第3 主要会務報告

第4 議 事

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについて

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

出席委員（17名）

1 千葉憲雄	2 小野寺和明	3 北條忠夫
4 松平光典	5 菊池勝治	6 星洋子
7 高橋貞信	8 佐藤清喜	9 佐藤順子
10 佐藤永匡	13 浅倉茂	14 伊藤周治
15 及川良孝	16 菅原賢一	17 高橋公一郎
18 倉成義昭	19 佐藤豊	

欠席委員（1名）

11 菊池靖樹

事務局職員

事務局長	千葉昌
事務局長補佐	小岩敬一
農地係 係長	高橋学
農地係 上席主任	保志栄美
農地係 主任	柳川明久
農地係 主事	宍戸春佳
江刺分室 主任	高橋倫子
前沢分室 主任	菅原正美
胆沢分室 主査	佐々木治彦
衣川分室 主任	高橋利之

平成29年 第10回 奥州市農業委員会農地部会 議事録

[開 議]

開 会 13時30分

議 長 ただいまより、平成29年第10回奥州市農業委員会農地部会を開会いたします。  
欠席の届出委員は、11番、菊池靖樹委員です。よって、出席委員は定足数に達  
しておりますので本日の会議は成立いたします。

委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てからご起立の上発言するよ  
うお願いいたします。

本日の会議は、部会日程に従って進めてまいります。

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。会期を本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議  
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定されました。

議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき当職より  
指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、17番、高橋公一郎委員、1番、千葉憲雄委員の  
2人を指名いたします。

議 長 日程第3、主要会務報告を行います。  
事務局長をして、主要会務報告をいたさせます。

事務局長 それでは1ページをご覧ください。

主要会務報告。平成29年9月15日から平成29年10月16日までの主な会務の内容  
をご報告申し上げます。

9月19日(火)、平成29年第8回農政部内会議を開催し、奥州市農業施策への意  
見・要望ほかについて協議しております。同日、平成29年第8回農業振興部内会  
議を開催し、奥州市農作業労賃標準額の策定ほかについて協議をしております。

9月25日(月)、平成29年第9回奥州市農業委員会農地部会では、事前に委員皆様  
に送付いたしておりました議案につきまして、提案どおり決定をいただいております。  
9月27日(水)、第6回体制移行検討委員会を開催し、移行後の組織体制に  
ついて協議をいたしました。体制は、総会のほかに、運営委員会、農業振興専門  
委員会、農政専門委員会、全員協議会、広報編集委員会の組織を設け、また最適  
化推進委員については、協議や連絡会議を行う場として、各区から1、2名程度  
による例えば最適化推進委員会のような組織は必要といたしました。このほか、

推進委員の業務等について検討を行っております。同日、平成29年第6回奥州市農業委員会運営委員会を開催し、奥州市農業施策に関する意見・要望ほかについて協議をしております。10月4日(水)、平成29年第1回奥州市農業委員会農政部会を開催し、平成30年度奥州市農業施策に関する意見・要望を決定しております。この意見要望につきましては10月11日に運営委員及び農政部会委員が同席いたしまして阿部会長の方から市長に提出をいたしました。内容は先に委員皆様に送付したとおりでございます。10月13日(金)、姉妹都市北海道長沼町訪問団歓迎会が開催され、阿部会長が出席しております。また、翌14日から第52回奥州市水沢産業まつりが開催され、この日を皮切りに市内各区で産業まつりが開催されております。

以上でございます。

議長 主要会務報告が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、主要会務報告を終わります。

議長 日程第4、議事に入ります。

議長 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。

事務局をして、報告の朗読並びに説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 議案書2ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。次のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、受理したことをここに報告する。平成29年10月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の報告件数は21件でございます。いずれも相続による所有権の移転で、委員会へのあっせん希望はございませんでした。

以上21件でございます。ご報告いたします。

議長 報告第1号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 15番、及川委員。

15番委員 15番、及川です。番号8と番号10の件ですが、相続されたものをまた即相続をしたということのように見受けられますが、生前相続というのはあり得るのか、ちょっとこの辺、私理解できませんが、内容を説明いただきます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 　ただ今の15番委員さんのご質問にお答えをいたします。番号8、9、10の関係についてということで、番号13、14も同じような形の関係になるんですが、分かり易いのが8から10という部分でございます。これは、本来相続が2回に分けて行われているものの登記等がされてなくて、今回1回で行われたというものでございます。具体的には8番と9番でお父さんにあたる方がお亡くなりになって相続として奥様と息子さんに2分の1ずつ相続されたと、これが平成15年7月10日の段階で発生をしております。その次に、この8番で相続を受けた方がお亡くなりになったと、平成26年7月28日となっておりますが、これが改めて相続登記を受けたということで、2段階の分が1回で出てきたということで、今回このような記載をさせていただいたというものでございます。

15番委員 　了解しました。

議　　長 　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長 　質問なしと認め、報告第1号を終結いたします。

議　　長 　報告第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについてを議題といたします。

事務局をして、報告の朗読並びに説明をいたさせます。

（「議長」の声あり）

議　　長 　高橋農地係長。

農地係長 　議案書7ページをご覧ください

報告第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについて。次のとおり、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願出書の提出があったので、報告する。平成29年10月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

願出人である転用事業者たる譲受人、譲渡人、それから許可申請を行っていた土地の所在、地番、地目、面積については議案書のとおりであります。処理経過につきましても議案書のとおり、平成29年10月3日に岩手県指令県南広農第6-1号により取下げについて受理をされてございます。転用事由につきましても太陽光発電施設を整備しようとするもので、隣接の原野と合わせ総事業面積1,402㎡の中に太陽光パネル224枚328.97㎡、付帯設備・通路等552.03㎡を整備し、パワーコンディショナー9台については架台に設置する計画となっております。取下げの理由としましては、転用目的は太陽光発電施設を整備するものでございましたが、もともとこの太陽光発電施設ですが個人の資格で経済産業省の形式認定及び東北電力の系統連系の手続きを行っていたものでありまして、事業者である法人名義に変更の申請を行ってございましたが、それぞれの手続きに不測の時間を要したことから許可申請を一度取下げるものでございます。なお、現地については申請時のままであることを10月19日に事務局職員3名で現地確認をしてござ

います。以上報告をいたします。

議長 報告第2号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 15番、及川委員。

15番委員 15番、及川です。これはそうすると事業を中止したというふうに理解してよろしいのですか。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 ただ今のご質問にお答えをいたします。この案件ですね、農業委員会的には5月に農地部会の方で許可相当という意見をいただいて振興局の方に書類を上げていたものでありますが、その際に必要な書類である経済産業省の形式認定、それから東北電力の系統連系の許可の通知が個人名に、譲渡人の名義になっていたということで、事業はこの方が経営する会社で行うということから名義をその通り直してくださいというようなことで、その変更の手続きを行っていたのですが、この書類がなかなか出なかったことから一度取下げをすることとなりましたので、許可申請を取下げたものでございます。ですので、改めて、変更手続きが整った時点で再度許可申請を行って、改めて事業を行うという形になります。以上です。

15番委員 わかりました。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第2号を終結いたします。

議長 報告第3号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして、報告の朗読並びに説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 議案書8ページをご覧ください。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について。次のとおり、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので、報告する。平成29年10月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の報告件数は2件でございます。

番号1は、転用するため解約するもので、議案第4号番号3に関連がございます。番号2は、売渡すため解約するもので、議案第2号番号15に関連がございます。

以上2件でございます。ご報告いたします。

議長 報告第3号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問が

ありましたなら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、報告第3号を終結いたします。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(議長の声あり)

議長 保志上席主任。

上席主任 議案書9ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について。次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があつたので可否の決定を求める。平成29年10月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は、所有権の移転が7件、使用貸借権の設定が11件の計18件です。

番号1は、隣接地取得による売買です。総額150,000円です。番号2は、相手方の要望による売買です。総額20,000円です。番号3は、相手方の要望による売買です。総額5,000円です。番号4は、相手方の要望による売買です。総額29,340円です。番号5は、隣接地の耕作人へ贈与するものです。番号6は、規模拡大による売買です。総額237,000円です。番号7は、規模拡大による贈与です。番号8及び番号9は、経営移譲年金受給のため使用貸借権を新規設定するものです。番号10から番号18は、経営移譲年金受給のため使用貸借権を再設定するものです。

以上18件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離及び面積要件について問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしく願います。

議長 議案第1号について提案説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案につきましては、原案のとおり許可と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり許可と決定されました。



議 長 議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局をして議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。  
（「議長」の声あり）

議 長 保志上席主任。  
上席主任 議案書13ページをご覧ください

議案第2号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の決定を求める。平成29年10月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は、利用権の設定が13件、所有権の移転が10件の計23件です。

初めに利用権の設定です。番号1は、規模拡大による賃貸借権の新規設定です。番号2から番号4は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。番号5及び番号6は、規模拡大による賃貸借権の新規設定です。番号7は、相手方の要望による賃貸借権の新規設定です。番号8から番号12は、規模拡大による賃貸借権の新規設定です。番号13は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。

続きまして所有権の移転です。番号14及び番号15は、個人間の売買です。番号16及び番号17は関連案件です。耕作利便のため自作地を交換するものです。番号18から番号23は、個人間の売買です。

以上23件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。また、新規申請分については、借受人または譲受人が認定農業者であること。あるいは、今回の申請分を含めて経営面積が1.33ha以上であることを併せて確認しております。ご審議よろしくお祈いします。

議 長 議案第2号について提案説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。  
（「なし」の声あり）

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。  
意見、討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。  
本案につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり決定されました。  
議 長 暫時休憩いたします。

（13時49分 休憩）

（13時50分 再開）

議 長 再開いたします。

議 長 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 議案書18ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。次のとおり、農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、可否について意見を求める。平成29年10月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は4件でございます。

番号1は、居宅等を建築整備するものでございます。居宅1棟68.5㎡、駐車場4台分60㎡、物置・浄化槽10㎡、転回スペース等370.5㎡を整備するものでございます。番号2は、共同住宅等を整備するものです。共同住宅1棟215.61㎡、駐車場15台分187.5㎡、物置等10.36㎡、通路等594.53㎡を整備するものでございます。番号3は、貸駐車場を整備するものです。駐車場50台分825㎡、通路1,068㎡、要綱道路106㎡を整備するものでございます。番号4は、共同住宅及び貸家等を整備するものでございます。共同住宅1棟99.99㎡、貸家2棟59.2㎡、物置5棟6.6㎡、駐車場10台分125㎡、通路等586.21㎡を整備するものでございます。

以上、4件でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 引き続き農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 お手元の補足説明資料をご覧ください。議案第3号の補足説明を行います。

番号1は、10ha以上の一団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであること。自身が高齢化してきたことから将来的に見守り等を行ってもらうことも考慮し現在市外に居住している娘夫婦の居宅を隣接地に建築整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号2は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。高齢化に伴い耕作が難しくなってきたことから賃貸収入を得て生活の安定を図るため共同住宅1棟を整備するもので、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号3は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。高齢化に伴い耕作が難しくなったこと、また隣接事業所の業務拡大に伴い貸駐車場の

整備を求められたことから貸駐車場50台分を整備するもので、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号4は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。賃貸収入を得て生活の安定を図るため共同住宅1棟及び貸家2棟を整備するもので、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。

以上、補足説明を終了いたします。

議長 ここで現地確認をした委員からの報告を求めます。

番号1から番号4について、10番、佐藤永匡委員お願いいたします。

10番委員 番号1から番号4までのご報告をいたします。いずれも10月11日、私と阿部正己委員、事務局職員2人と4人で現地を確認してまいりました。番号1の現地は奥州市役所から南西に約2.3km、イオン桜屋敷店の近くのコンビニエンスストアの道路を挟んで北側にあります。周辺地目は、東が田んぼで、西が宅地、南が市道、北が用悪水路となっております。草刈り程度の管理はされているように見受けられました。事前着工もなく、周辺農地への影響もないことから転用もやむなしと判断してまいりました。番号2の現地は奥州市役所から南西に2.5km、番号1で言ったコンビニエンスストアの西側に位置しております。周辺地目は、ほぼ四方が宅地となっております。申請地の地目は畑ですが何も作られてはいませんが、周りが全部宅地なので、事前着工もなく、周辺農地への影響もないと考えられますので許可相当であると判断してまいりました。番号3の現地はZホールから南に約300m、ラーメン屋さんから西に入ったところになります。周辺地目は、西が宅地、東南北が用悪水路となっております。農地としてきちんと管理されており、事前着工もなく、周辺農地への影響もないことから許可相当であると判断してまいりました。番号4の現地は奥州市役所から南西に1.9km、ひばりが丘住宅の南側に位置しております。周辺地目は、東南が雑種地、北が市道、西が用悪水路となっております。農地としてきちんと管理されており、事前着工もなく、周辺農地への影響もないことから許可相当であると判断してまいりました。以上です。

議長 議案第3号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案につきましては、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 議案書19ページをご覧ください。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。次のとおり、農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、可否について意見を求める。平成29年10月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は11件でございます。

番号1は、売買により従業員用駐車場を整備するものです。駐車場30台分357.5㎡、通路等363.5㎡を整備するものでございます。番号2は、売買により宅地分譲7区画1,697.16㎡及び私道204.84㎡を整備するものでございます。番号3及び番号4は関連案件です。売買により建売分譲住宅を整備するものです。建売住宅3棟222.75㎡、物置等20.25㎡、駐車場3台分24.28㎡、通路等721.72㎡、水路20㎡を整備するものでございます。番号5は、売買により宅地分譲12区画2,450.18㎡及び位置指定道路539.82㎡を整備するものでございます。番号6及び番号7は関連案件です。賃貸借により市営建設工事に伴う現場事務所等を整備するもので、許可日から平成30年3月31日までの一時転用でございます。現場事務所等26.2㎡、資材置場277.5㎡、クレーン置場180㎡、通路等355.3㎡を整備するものでございます。番号8及び番号9は関連案件です。売買により貸店舗等を整備するものです。貸店舗1棟1,111.36㎡、駐車場30台分486㎡、通路等849.64㎡を整備するものでございます。番号10は、親子間の使用貸借により居宅等を建築整備するものです。居宅1棟50.81㎡、通路・庭等115.19㎡を整備するものでございます。番号11は、売買により従業員及び来客用駐車場を整備するものです。駐車場36台分416.8㎡、転回スペース等239.2㎡を整備するものでございます。

以上、11件でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 引き続き農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 お手元の補足説明資料をご覧ください。議案第4号の補足説明を行います。

番号1は、農地法施行規則第46条に該当することから第2種農地と判断いたし

ました。第2種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則第46条に規定する市街地に近接する区域内の農地でその規模が10ha未満であること、現在賃借している社員駐車場を自前で整備しようとするもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号2は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること、事業拡張のため宅地分譲7区画を整備するもので、宅地建物取引業者免許証を有する転用事業者であり、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号3及び番号4は、10ha以上の一団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであること、事業拡張のため建売分譲住宅3棟を建築整備するもので、宅地建物取引業者免許証を有する転用事業者であり、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号5は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること、事業拡張のため宅地分譲12区画を整備するもので、宅地建物取引業者免許証を有する転用事業者であり、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号6及び番号7は、農業振興地域の農用地区域内であることから農用地と判断いたしました。農用地は原則不許可ですが、農地法施行令第11条第1項第1号イに規定する農地の一時転用であり、市道上苗代沢南中央線苗代沢川3号橋橋梁架替工事に伴い仮設現場事務所及び資材置場等を整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号8及び番号9は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること、事業を拡大し経営を多角化するため貸店舗1棟を整備するもので、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号10は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること、現在市外に居住しているが、将来的に親との同居も考慮して、実家の隣接地に親子間の使用貸借により自己住宅を建築整備するもので、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号11は、10ha以上の一団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接

続して設置されるものであること、現在敷地内に駐車しているが敷地が狭いため、トラック等が路上駐車を余儀なくされているほか、製品の検査機関が盛岡市にしかないため、将来的には検査機関の整備も検討しているということから会社の近隣の土地に従業員及び来客用駐車場を整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。

以上、補足説明を終了いたします。

議長 ここで現地確認をした委員からの報告を求めます。

番号1から番号5について、10番、佐藤永匡委員お願いいたします。

10番委員 番号1から番号5まで報告いたします。いずれも10月11日、私と阿部正己委員、事務局職員2人と4人で確認してまいりました。番号1の申請地は小谷木橋を羽田方面に渡って約300m、コンビニエンスストアの向かいあたりになります。周辺地目は東が国道、西南が市道、北が宅地となっております。地目は畑ですが作付けはされていないものの管理はされているようで、周辺農地への影響もなく、事前着工もないことから許可相当であると判断してまいりました。番号2の現地は日高神社の西側に位置しており、周辺地目は東が市道、西南北が宅地となっております。地目は田んぼですが作付けされておらず、草刈り程度の管理はされていたようです。一部駐車場として利用した形跡もあって、砕石みたいなものも入ったようなところもありました。ただ転用事業の事前着工ではない、ほかの用途で使われていたというような感じが見受けられましたが、住宅地街の農地で耕作されない農地よりは土地の有効利用の観点から許可相当であると判断してまいりました。番号3と4は隣接地につき一括して報告します。現地は佐倉河地区センターから北西に300mのところ position しており、周辺地目が、東西が宅地、南が田んぼ、北が国道となっております。現地の地目は田んぼとなっておりますが雑種地のような感じでした。農地の管理としては微妙ではありますが、周辺への影響もなく、事前着工もないということから転用もやむなしと判断してまいりました。番号5の現地はZホールから南西に400mのところ position しており、周辺地目は、東西は宅地、南が田んぼ、北が市道となっております。現況は田んぼとしてきちんと管理されており、今年度も作付けはしてまいりました。周辺への影響もなく、事前着工もないことから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長 次に、番号6から番号10について、13番、浅倉茂委員お願いいたします。

13番委員 10月11日に私と佐藤俊委員と事務局職員2人の4人で現地確認をしてまいりました。番号6と7は同じ場所です。江刺総合支所から東に約2.7km、江刺総合コミュニティセンターから北東に約2kmの場所でありまして、周辺地目は、東は用悪水路、西は市道、南は公衆用道路、北は田んぼとなっております。現地は永年性牧草が蒔かれておりまして、橋の架け替えをすることで、事務所と資材置場等にするとということで問題はないだろうと確認をしてまいりました。番号8、9は、江刺総合支所から南西約220m、江刺第一中学校から南東に360m。

周辺地目は、東は用悪水路、西は市道、南は田、北は市道。現況は田んぼになっておりまして、刈取りが終わった後でした。周辺への影響もなく、事前着工もありませんでしたので、許可相当と見てまいりました。番号10は、現地は江刺総合支所から東に約800m、江刺第一中学校から南に630mの位置で、周辺地目は東が田んぼ、西は宅地、南も田んぼ、北は用悪水路。現在は畑みたいになっておりまして、周辺への影響もなく、許可相当と見てまいりました。以上です。

議長 次に、番号11について、1番、千葉憲雄委員お願いいたします。

1番委員 1番の千葉でございます。10月13日、私と及川久仁江委員と事務局職員2人の4人で現地確認しました。現地は、胆沢総合支所から北東に約4.4km、南都田地区センターから東に約1.3km。周辺地目は、東は宅地と畑、西は市道、南は用悪水路、北は市道。周辺に影響はなく、事前着工もなく、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長 議案第4号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたなら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案につきましては、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 柳川主任。

主任 議案書22ページをご覧ください。

議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について。次のとおり、農地法の適用を受けない土地であることの証明願の提出があったので、可否の決定を求める。平成29年10月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は8件です。

番号1は、昭和43年頃から参道として利用しており平成7年ごろに山門を整備して以来、境内地として利用しているもので、現地は境内地82㎡となっています。番号2は、昭和22年頃に居宅等を建築して以来、宅地として利用しているもので、

現地は宅地502㎡となっています。番号1及び番号2については、10月11日に佐藤永匡委員、阿部正己委員が現地確認を行っています。番号3は、昭和51年頃に居宅を建築して以来、宅地として利用しているもので、現地は宅地411㎡となっています。番号4は、耕作不便地であることから、昭和62年頃から不耕作状態になり、その後原野化または山林化したもので、現地は原野703㎡及び山林1,143㎡となっています。番号3及び番号4については、10月11日に浅倉茂委員、佐藤俊委員が現地確認を行っています。番号5は、耕作不便地であることから、平成4年頃から不耕作状態になり、その後原野化したもので、現地は原野1,421㎡となっています。番号6は、昭和50年頃に居宅を改築して以来、宅地として利用しているもので、現地は宅地313㎡となっています。番号5及び番号6については、10月13日に千葉憲雄委員、及川久仁江委員が現地確認を行っています。番号7は、明治45年頃に進入路を、昭和50年頃に畜舎等を整備して以来、宅地として利用しているもので、現地は宅地266㎡となっています。番号8は、耕作不便地であることから、昭和56年頃から不耕作状態になり、その後山林化したもので、現地は山林2,032㎡となっています。番号7及び番号8については、10月13日に菅原賢一委員、千葉貞二委員が現地確認を行っています。

以上8件でございます。ご審議よろしく申し上げます。

議長 ここで現地確認をした委員からの報告を求めます。

番号1及び番号2について、10番、佐藤永匡委員お願いいたします。

10番委員 番号1と2についてご報告いたします。いずれも10月11日、私と阿部正己委員、事務局職員2人と4人で確認してまいりました。番号1の現地は、常盤地区センターから南東に約640m、長泉寺の境内内で参道の一部というか、面積も少なく適用外申請もやむなしと判断してまいりました。番号2の現地は、水沢南中学校から南西に380m、おとし医院の南側に位置しておりまして、申請地の地目は畑ですが、居宅が建っており、今現在では空家となっております。このことにより農地への復元は困難であり適用外申請もやむなしと判断してまいりました。以上でございます。

議長 次に、番号3及び番号4について、13番、浅倉茂委員お願いいたします。

13番委員 番号3と4の現地確認の報告をいたします。10月11日に私と佐藤俊委員と事務局職員2人の4人で現地確認をしてまいりました。番号3は、東は宅地、西は宅地と田と原野、南は市道と宅地、北は田んぼになっておりました。現況は作業場が建っておりまして致し方ないものと見てまいりました。番号4は、江刺総合支所から南東に11km位、伊手地区センターから北に約2kmのところでした、1筆目は、山の中なんですけども昔の沢田で今は手つかずの、木が生えたりして、どうしようもないものと見てまいりました。2筆目は、これも手で回らないような大きな木が立っておりまして、大木化しておりまして、これもやむなしと見てまいりました。3筆目は山の中でした、道路がないようなところで、どこに畑があったのかわかりませんでしたので、これもやむなしと思って見てまいりました。以



上です。

議長 次に、番号5及び番号6について、1番、千葉憲雄委員お願いいたします。

1番委員 1番の千葉でございます。10月13日、私と及川久仁江委員と事務局職員2人の4人で確認しました。番号5の説明をいたします。現地は胆沢総合支所から西に12.4km、奥州湖交流館から南西に約780m、周辺地目はすべて原野となっており、舗装道路から登山道みたいな車も通れるかどうかの農道があり、鬱蒼とした山林の中での畑の復元はとても無理であると認識し、適用外もやむなしと判断してまいりました。番号6の説明をいたします。現地は胆沢総合支所から北に約3.7km、南都田地区センターから北西に2.2km。周辺地目は、東は宅地、西は県道、南は用悪水路、北は雑種地。現地はブロック塀が積まれ、また進入路として砂利も敷かれて、庭としても利用しているようでした。復元はとても難しいと思われ、やむなしと判断してまいりました。以上でございます。

議長 次に、番号7及び番号8について、16番、菅原賢一委員お願いいたします。

16番委員 菅原です。10月13日、私と千葉貞二委員と事務局職員2人で現地を確認してまいりました。番号7についてですけれども、明治45年頃からと、その頃は幅1m位の道路ではなかったかと思っておりますけれども、場所は衣川総合支所から西に約1.8km、衣川地区センターから同じく約1.8kmという場所でありまして、隣接する東は宅地、西は宅地と公衆用道路、南が畑、北が山林と宅地というふうになっております。50年頃に畜舎を整備して以来宅地として利用しているということで適用除外もやむ得なしということで見ておりました。明治以降昭和にかけては車が入るために広がったのかなと思っております。番号8ですけれども、現地は衣川総合支所から南西に11km、南股地区センターから西に4.5kmと、山の中でありまして、現地に行くのは一関市の方から入って衣川の中に行くという場所でありまして、隣接は、東西は地目上の畑、南は公衆用道路、北は山林ということで、昭和56年頃から耕作不便のために耕作せずその後山林化したもので周りが山にしか見えませんでした。そのために適用除外やむなしということで確認してまいりました。以上です。

議長 議案第5号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案につきましては、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、証明願のとおり決定されました。

議 長 以上をもちまして本日の奥州市農業委員会農地部会を閉会いたします。

閉 会 14時30分